

入札公告
次のとおり一般競争入札に付す。
令和6年2月9日

契約担当者 兵庫県公立大学法人
理事長 國井 総一郎

1 調達内容

- (1) 業務名
兵庫県立大学姫路工学キャンパス清掃業務
- (2) 業務内容
姫路工学キャンパス清掃業務一式（別紙「仕様書」参照）
- (3) 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所
姫路市書写 2167 兵庫県立大学姫路工学キャンパス
- (5) 入札方法
ア 落札者の決定は、兵庫県公立大学法人契約事務規程第15条の規定による総合評価一般競争入札（総合評価落札方式〔障害者雇用等配慮型〕）により行うものとし、入札参加者は、入札説明書に定める障害者雇用等への配慮に係る資料を一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）とともに提出しなければならない。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに県又は兵庫県公立大学法人（以下「本法人」という。）の物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 県又は本法人の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 申込書の提出期限日及び当該委託の入札の日において、県又は本法人の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 兵庫県内において、過去2年間に一契約の請負床面積が19,000平方メートル以上となる同種の清掃業務を12箇月以上継続して履行した実績を有すること。
- (6) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35条）第2条第1号に規定する暴力団、同上第3号に規定する暴力団員または暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒671-2280 姫路市書写 2167
兵庫県立大学姫路工学キャンパス経営部 総務課（担当）大野
電話（079）266-1661 FAX（079）266-8868
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和6年2月9日（金）から令和6年2月22日（木）までの各日午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日並びに各日正午から午後1時までを除く）

- (3) 入札、開札の日時及び場所
令和6年3月18日(月)午後2時00分 兵庫県立大学姫路工学キャンパス A棟4F大会議室
- (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和5年3月15日(金)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和5年3月15日(金)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県公立大学法人理事長(以下「理事長」という。)を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
契約を締結しようとするときは、契約金額(落札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額)の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に理事長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務
 - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した清掃が実施できることを証明する書類及び障害者雇用等への配慮に係る資料(別記様式第1号から第6号)を添付して、令和6年2月22日(木)午後5時までに提出すること。
 - イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件
 - ア 入札書が所定の場所及び日時までに到達していること。
 - イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、入札説明書に示す保険期間とすること。
 - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
 - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。
 - キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
 - ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ① 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - ② 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者
- (6) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否
要作成

(8) 落札者の決定方法等

ア 入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、兵庫県公立大学法人会計規程（平成 25 年法人規程第 52 号）第 47 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内かつ総合評価の方法によって得られた価格の評価点と障害者雇用の配慮の評価点の合計点（以下「合計点」という。）の高い者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 合計点の高い者が 2 者以上いる場合は、次のとおり取り扱う。

- ① 合計点が同点の場合は、障害者雇用の配慮の評価点の高い者を落札者とする。
- ② 合計点及び前号の評価点が同点の場合は、入札価格の低い者を落札者とする。
- ③ 前号の入札価格が同額の者が 2 者以上いる場合は、くじ引きにより決定するものとする。

ウ 障害者雇用の配慮の評価点が 10 点に満たない者は、原則として落札者としなない。

エ 障害者雇用の配慮の評価点は、次の評価項目により点数を与えるものとする。（配点 100 点）

- ① 価格（80 点）
- ② 障害者雇用の配慮（20 点）

オ 評価の担保

総合評価に関して提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約の解除及び指名停止等の措置を講じることができるものとする。

なお、契約担当者は、就業計画どおりに障害者を従事させているかを確認するために、業務の完了報告時に、障害者従事報告書を提出させるものとする。

カ 総合評価に関する審査結果の公表

- ① 契約担当者は、落札者決定後、速やかに評価値を公表することとする。
- ② 入札者は、審査結果の通知を受け取った日の翌日から起算して 5 日以内に、自らの価格以外の評価項目ごとの得点について説明を求めることができる。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

入札説明書

兵庫県立大学姫路工学キャンパス清掃業務に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
兵庫県立大学姫路工学キャンパス清掃業務
- (2) 業務内容
姫路工学キャンパス清掃業務一式（別紙「仕様書」参照）
- (3) 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所
姫路市書写 2167 兵庫県立大学姫路工学キャンパス
- (5) 入札方法

ア 落札者の決定は、兵庫県公立大学法人契約事務規程第15条の規定による総合評価一般競争入札（総合評価落札方式〔障害者雇用等配慮型〕）により行うものとし、入札参加者は、入札説明書に定める障害者雇用等への配慮に係る資料を一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）とともに提出しなければならない。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに県又は兵庫県公立大学法人（以下「本法人」という。）の物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 県又は本法人の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 申込書の提出期限日及び当該委託の入札の日において、県又は本法人の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 兵庫県内において、過去2年間に一契約の請負床面積が19,000平方メートル以上となる同種の清掃業務を12箇月以上継続して履行した実績を有すること。
- (6) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35条）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員または暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に前記1示した清掃が実施できることを証明する書類及び障害者雇用等への配慮に係る資料（別記様式第1号から第6号）を添付して、令和6年2月22日（金）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

4 入札参加の申込み

(1) 申込場所

〒671-2280 姫路市書写 2167

兵庫県立大学姫路工学キャンパス経営部 総務課 (担当) 大野

電話 (079) 266-1661 FAX (079) 266-8868

※申込書、入札説明書等は本法人のホームページからダウンロードできます。

https://www.eng.u-hyogo.ac.jp/cooperate_genral/public/nyuusatsu/

(2) 申込期間

令和6年2月9日(金)から令和6年2月22日(木)までの各日午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日並びに各日正午から午後1時までを除く)

(3) 申込書類

ア 申込書を作成のうえ、上記(1)の申込場所に直接持参すること。

イ 前記2(1)の事実を確認するため、県又は本法人が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。

ウ 前記2(5)の事実を確認するため、請負延床面積を明示した、該当する清掃業務契約書の写し(清掃の請負延床面積が記載されていない場合にあっては、清掃業務委託者の証明等清掃業務を請け負った延床面積を証明できる書類を添付すること。)を申込書に添付すること。

エ 前記3アの障害者雇用等への配慮に係る資料(別記様式第1号から第6号)を申込書に添付すること。

(4) 入札参加資格の確認

ア 入札参加資格の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。

イ 申込者の本件入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和6年3月1日(金)までに、申込者に文書(一般入札参加資格確認通知書)で通知する。

については、入札参加資格審査結果通知用封筒(定型長3封筒に通知先の住所を記載し、84円分の切手を貼付したもの)を申込書に添えて提出すること。

ウ 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次により書面(様式は任意)を持参し、契約担当者に対して説明を求めることができる。

(7) 提出期間

令和6年3月4日(月)から令和6年3月6日(水)までの各日午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び各日正午から午後1時までを除く)

(イ) 提出場所

上記(1)に同じ。

(ウ) 回答

説明を求めた者に対し、令和6年3月11日(月)までに書面により回答する。

(5) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差替え又は再提出は認めない。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 入札、開札の日時、場所

(1) 日 時 令和6年3月18日(月) 午後2時00分

(2) 場 所 兵庫県立大学 姫路工学キャンパス A棟4F 大会議室

7 入札書の提出方法

入札書は、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入

札については、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮にそれぞれ「業務名」、「初度入札」・「再度入札（2回目）」・「入札辞退書」（当初又は途中で辞退する場合）の区別を記入し、令和6年3月15日（金）午後5時までに前記4(1)の場所に必着のこと。

8 入札書の作成方法

- (1) 入札書は、日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表記すること。
- (2) 入札書は、所定の別紙様式によること。
- (3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。
 - ア 業務名は、前記1(1)に示した業務名とする。
 - イ 年月日は、入札書の提出日とする。
 - ウ 入札者の氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また、印章は県又は本法人に届出のものとする。
 - エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名及び押印があること。
 - オ 外国業者にあって押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができる。
- (4) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。
- (5) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

9 仕様書等に関する質問

入札説明書、仕様書等交付書類に関して疑問がある場合は、次により質問書（様式任意）を提出すること。

- (1) 提出期間 令和6年2月9日（金）から令和6年2月26日（月）までの各日午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日並びに各日正午から午後1時までを除く）
- (2) 提出場所 前記4(1)
- (3) 回答 令和6年3月4日（月）までに入札者に通知する。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和6年3月15日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県公立大学法人理事長（以下「理事長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。なお、上記金額を満たす入札保証金又は入札保証保険証書の提出がないときは、当該入札は無効となるので注意すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和6年3月15日（金）以前の任意の日を開始日とし、令和6年3月25日（月）以降の任意の日を終了日とすること。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとするときは、契約金額（落札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に理事長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

11 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

12 無効とする入札

- (1) 前記2に示した入札参加資格がない者の入札、入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札

は、無効とする。

- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

1.3 落札者の決定方法

- (1) 入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であつて、兵庫県公立大学法人会計規程（平成25年法人規程第52号）第47条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内かつ総合評価の方法によって得られた価格の評価点と障害者雇用の配慮の評価点の合計点（以下「合計点」という。）の高い者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。
- (2) 合計点の高い者が2者以上いる場合は、次のとおり取り扱う。
 - ア 合計点が高点の場合は、障害者雇用の配慮の評価点の高い者を落札者とする。
 - イ 合計点及び前号の評価点が高点の場合は、入札価格の低い者を落札者とする。
 - ウ 前号の入札価格が同額の者が2者以上いる場合は、くじ引きにより決定するものとする。なお、入札書を郵送等した者にあつては、立会人がくじを引くこととする。
- (3) 障害者雇用の配慮の評価点が10点に満たない者は、原則として落札者としなない。

(4) 障害者雇用の配慮の評価点は、次の評価項目により点数を与えるものとする。(配点 100 点)

評価項目		評価内容・加点方法	評価基準	配点	得点	
① 価格 (80点)		<p>予定価格の範囲内にあるものについて、次の算定方法により評価する。 $(60点) + (20点) \times \text{価格格差率A}$</p> <p>価格格差率A：$1 - \frac{(\text{入札価格} - \text{最低入札価格})}{(\text{最高入札価格} - \text{最低入札価格})}$</p> <p>※入札価格と最低入札価格の差を最高入札価格と最低入札価格の差で除して得た値は、小数点第3位以下を切り捨てとする。</p>		80点 ～ 60点	／80点	
② 障害者雇用の配慮 (20点)	当該業務への知的・精神障害者の就業状況	就業者数	1 当該業務に従事する知的・精神障害者の人数に応じて評価	3人以上	10点	／10点
			2 障害のない者の平均就業時間の4分の3相当で換算した人数で算定	2人以上3人未満	8点	
			3 短時間雇用の基準である20時間以上について評価	1人以上2人未満	6点	
				0.5人以上1人未満	4点	
				0.5人未満	0点	
	支援体制の整備	知的・精神障害者の雇用を実現するための支援体制の整備を評価	既に現場で雇用されている障害者がいない場合*1			／2点
			専任支援者1人以上配置		2点	
			専任支援者の配置なし		0点	
			既に現場で雇用されている障害者がいる場合			
			当該障害者の継続雇用		1点	
			専任支援者1人以上配置		1点	
	障害者雇用の取組	障害者雇用率	法定雇用率以上の障害者雇用を評価	4.6%以上	4点	／4点
3.45%以上4.6%未満				3点		
2.3%以上3.45%未満				2点		
2.3%未満*2				0点		
障害者の定着	障害者の平均雇用継続期間を評価	2年以上	2点	／2点		
		1年6か月以上2年未満	1点			
		1年6か月未満	0点			
障害者施設等への優先発注の取組	障害者施設、小規模作業所等への優先発注の取組を評価	年間30万円以上の発注	1点	／1点		
		年間30万円未満の発注	0点			
障害者施設等からの職場実習の受入	障害者施設、小規模作業所等から障害者の職場実習の受入を評価	障害者実習の受入あり	1点	／1点		
		障害者実習の受入なし	0点			
合計					／100点	

※1 「既に現場で雇用されている障害者」とは、当該清掃業務の現場において、契約をしようとする年度の前年度以前から雇用されている知的・精神障害者をいう。

※2 「障害者雇用状況報告書」による不足数が0人の場合は、法定雇用率(2.3%)を満たしているものと見なし、2点とする。

※「障害者雇用状況報告書」による不足数：

常用雇用労働者に法定雇用率を乗じて得た数(小数点以下切り捨て)から障害者の実雇用者数を控除した数<算出例>常用雇用労働者:100人、実雇用者数:2人 → 不足数:100人×2.3%(2.3人→2人)−2人=0人

1.4 入札に関する条件

- (1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等すること。
- (2) 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、令和6年3月15日（金）以前の任意の日を開始日とし、令和6年3月25日（月）以降の任意の日を終了日とすること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。
- (7) 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、上記(1)から(9)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反し無効となったもの以外の者

1.5 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

1.6 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約担当者に提出しなければならない。
- (2) 前号の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が県又は本法人の入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

1.7 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

1.8 その他の注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、本法人の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 契約を締結する者は、暴力団もしくは暴力団員の統制下にある者等の統制下でない者であること及び最低賃金額以上の賃金支払いをはじめ労働関係法令を遵守し、業務に関わる労働者の適正な労働条件を確保することについて、誓約書を提出すること。

**令和6年度 兵庫県立大学姫路工学キャンパス清掃業務委託
総合評価落札制度「落札者決定基準」**

落札者は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある入札者のうち、総合評価の方法によって得られた価格の評価点と障害者雇用の配慮の評価点の合計点（以下「合計点」という。）の高い者とする。

ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

なお、障害者雇用の配慮の評価点が10点に満たない者は、落札者としなない。

合計点が同点の場合は、次のとおり取り扱う。

- (1) 障害者雇用の配慮の評価点の高い者を落札者とする。
- (2) 合計点及び(1)の評価点が同点の場合は、入札価格の低い者を落札者とする。
- (3) (2)の入札価格が同額の者が2者以上いる場合は、くじ引きにより決定する者とする。

1 総合評価の方法

- (1) 評価点の満点は100点とし、価格に関する評価点の満点は80点、障害者雇用の配慮に関する評価点の満点は20点とする。

- (2) 価格に関する評価点の算出方法

予定価格の範囲内にあるものについて、次の算定方法により評価する。

$$\text{価格に関する評価点} = 60 + 20 \times \left[1 - \left[\frac{(\text{入札価格} - \text{最低入札価格})}{(\text{最高入札価格} - \text{最低入札価格})} \right] \right]$$

※入札価格と最低入札価格の差を最高入札価格と最低入札価格の差で除して得た値は、小数点第3位以下を切り捨てとする。

- (3) 障害者雇用の配慮等の評価点の算出方法

次のアからエの評価項目について、入札参加者に求める報告内容を評価基準に基づいて評価を行い、評価項目ごとに得点を与えて算出する。

ア 当該業務への知的・精神障害者の就業状況

① 就業者数（様式第1号）

知的・精神障害者が就業する人数に応じて評価し、当該業務に従事する障害のない者の平均就業予定時間の4分の3に相当する時間を1人分と換算する。（平均就業予定時間の算定の過程で生じる小数点以下の端数は切り捨てとする。）

短時間雇用の基準である20時間以上の場合について人数に換算して評価する。

※ 当該業務に従事する知的・精神障害者の就業者数は、障害のない者の平均就業時間で換算した人数により評価

- ・業務に従事する知的・精神障害者でない方の平均就業時間数の3/4相当を1人分として換算
- ・短時間労働の基準である20時間以上の短時間労働について評価
- ・算定方法は、様式第1号又は下記の例を参照

【例】 障害のない職員ごとの従事時間が職員A:週 20 時間、職員B:週 25 時間、職員C:週 40 時間、障害者雇用人数 1 人、就業時間 25 時間(②)で雇用する場合

ア 算定の基礎となる平均従事時間 (①)

$$21\text{時間}:(A20+B25+C40)\div 3=28.3\div 28\times(3\div 4)=21.0\div 21\text{時間}\cdots ①$$

イ 雇用する障害者数

就業予定計画の知的・精神障害者の就業予定時間を①の時間数で除した人数に換算
②:25時間/①:21時間 = 1.1人(小数点第2位以下を切り捨て)で評価

② 支援体制の整備 (様式第 2 号)

専任支援者の配置を評価するとともに、既に現場で雇用されている障害者がある場合に当該障害者を引き続き雇用する場合も評価する。

※ 「既に現場で雇用されている障害者」とは、当該清掃業務の現場において、契約をしようとする年度の前年度以前から雇用されている知的・精神障害者をいう。

イ 障害者雇用の取組

① 障害者雇用率 (様式第 6 号)

常用雇用労働者43.5人未満の事業者については、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第 8 条に基づく報告様式「障害者雇用状況調書(様式第 6 号)」の例により算定する。

「障害者雇用状況調書」による不足数が 0 人の場合は、法定雇用率(2.3%)を満たしているものと見なす*。

※ 常用雇用労働者数が43.5人以上の場合は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第 8 条に基づく「障害者雇用状況報告書」により評価する。

※ 不足数:

常用雇用労働者に法定雇用率(2.3%)を乗じて得た数(小数点以下切り捨て)から障害者の実雇用者数を控除した数

<算出例>

常用雇用労働者:100人、実雇用者数:2人

不足数:100×2.3%−2=0

② 障害者の定着 (様式第 3 号)

障害者の雇用継続期間に応じて評価する。

※ 現に雇用されている障害者の方の平均雇用月数により評価する。

ウ 障害者施設等への優先発注の取組 (様式第 4 号)

県内の授産施設、作業所等への発注の取組を評価する。

※ 兵庫県では、物品の購入、役務の提供等において障害者施設等からの調達契約に優先的な取扱を定めて運用しており、このような障害者施設等への業務の発注、物品の購入等の実績がある場合に評価する。

エ 障害者施設等からの職場実習の受入 (様式第 5 号)

実習受入の実績を評価する。

※ 特別支援学校の生徒、障害者施設等からの職場実習の受入がある場合、を評価する。

2 評価の基準

評価項目	評価内容・加点方法	評価基準	配点	得点		
①価格(80点)	<p>予定価格の範囲内にあるものについて、次の算定方法により評価する。</p> <p>(60点) + (20点) × 価格格差率A</p> <p>価格格差率A : $1 - \frac{(\text{入札価格} - \text{最低入札価格})}{(\text{最高入札価格} - \text{最低入札価格})}$</p> <p>※入札価格と最低入札価格の差を最高入札価格と最低入札価格の差で除して得た値は、小数点第3位以下を切り捨てとする。</p>		80点 ～ 60点	/80点		
②障害者雇用の配慮(20点)	当該業務への知的・精神障害者の就業状況	就業者数	1 当該業務に従事する知的・精神障害者の人数に応じて評価	3人以上	10点	/10点
			2 障害のない者の平均就業時間の4分の3相当で換算した人数で算定	2人以上3人未満	8点	
			3 短時間雇用の基準である20時間以上について評価	1人以上2人未満	6点	
				0.5人以上1人未満	4点	
				0.5人未満	0点	
	支援体制の整備	知的・精神障害者の雇用を実現するための支援体制の整備を評価	既に現場で雇用されている障害者がいない場合 ^{※1}	専任支援者1人以上配置	2点	/2点
				専任支援者の配置なし	0点	
			既に現場で雇用されている障害者がいる場合	当該障害者の継続雇用	1点	
				専任支援者1人以上配置	1点	
				どちらもなし	0点	
障害者雇用の取組	障害者雇用率	法定雇用率以上の障害者雇用を評価	4.6%以上	4点	/4点	
			3.45%以上4.6%未満	3点		
			2.3%以上3.45%未満	2点		
			2.3%未満 ^{※2}	0点		
障害者の定着	障害者の平均雇用継続期間を評価	2年以上	2点	/2点		
		1年6か月以上2年未満	1点			
		1年6か月未満	0点			
障害者施設等への優先発注の取組	障害者施設、小規模作業所等への優先発注の取組を評価	年間30万円以上の発注	1点	/1点		
		年間30万円未満の発注	0点			
障害者施設等からの職場実習の受入	障害者施設、小規模作業所等から障害者の職場実習の受入を評価	障害者実習の受入あり	1点	/1点		
		障害者実習の受入なし	0点			
合計				/100点		

※1 「既に現場で雇用されている障害者」とは、当該清掃業務の現場において、契約をしようとする年度の前年度以前から雇用されている知的・精神障害者をいう。

※2 「障害者雇用状況報告書」による不足数が0人の場合は、法定雇用率を満たしているものと見なす。

※ 「障害者雇用状況報告書」による不足数：
 常用雇用労働者に法定雇用率を乗じて得た数(小数点以下切り捨て)から障害者の実雇用者数を控除した数 <算出例>
 常用雇用労働者:100人、実雇用者数:2人 → 不足数:100人×2.3%(2.3人→2人) - 2人=0人

提出資料一覧

評価項目	資料様式	備考
①価格	/	
②障害者雇用の配慮	/	
当該業務への知的・精神障害者の就業状況	/	
就業者数	様式第1号 (就業予定者計画書)	・現に雇用する場合、雇用予定者が決まっている場合は、療育手帳等の写し
新規雇用数		
支援体制の整備	様式第2号 (就業支援企画書)	管轄の就労支援機関等との連携等
障害者雇用の取組	/	
障害者雇用率	様式第6号 (障害者雇用状況調書)	
障害者の定着	様式第3号 (雇用継続状況調書)	
障害者施設等への優先発注の取組	様式第4号 (優先発注状況調書)	・納品書、領収書等
障害者施設等からの職場実習の受入	様式第5号 (実習受入状況調書)	・実習記録等

必ずお読みください

入札に参加される方へ

- 1 入札書は、消費税抜きで記載してください。(契約の段階で加算します。)
- 2 入札書は、複写(コピー)して使用することができますが、次の項目を複写(コピー)している場合は入札が無効になりますので、十分注意してください。
- 3 入札金額は、アラビア数字を用いて、ボールペン・サインペン等(消しゴムで消せる筆記具は不可)で記載してください。(金額が訂正されている場合や読み取れない場合は無効となります。)
- 4 再入札の場合もありますので、入札書は必ず2枚用意願います。
 - ① 1枚は金額の記入されたもの。
 - ② もう1枚は金額を記入しないもの。(再入札の場合にその場で記入していただきます。)
- 5 代表者ではなく代理人が入札される場合は、必ず委任状が必要です。
代理人が入札をする場合は、入札する前に委任状(押印必要)を提出してください。
代理人本人を確認できる顔写真付き公的書類(運転免許証等)を持参してください。
(持参していない場合、本人確認ができないため、入札書の受領ができませんので、ご注意ください。)
- 6 入札書は封筒に入れ、表に「入札書」とご記入の上、「入札件名」、「宛名」も併せてご記入ください。入札書を入れる封筒は、糊付けする必要はありません。
- 7 入札回数は、再度入札も含めて2回とします。見積合わせになることもありますので、上記4同様の見積書を複数枚用意いただいたうえ、ご持参ください。

〒671-2280 姫路市書写2167
兵庫県立大学姫路工学キャンパス
経営部総務課